

議第56号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の7第1項中「第5条」を「第5条第1項」に、「同法第33条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

三島市長 豊岡 武士